○経済産業省令第七十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（第一号から第百二号までのいずれかに該当する物質を含む混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれか一の物質の含有量が全重量の九〇パーセント以上のもの又は第六十一号から第百二号までに該当するいずれか一の物質の含有量が全重量の九五パーセント以上のものに限る。）とする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第六十号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセント以上のもの及び第六十一号から第百二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセント以上のものに限る。）とする。
一～百十五　（略）	一～百十五　（略）
百十六　マロノニトリル	（新設）
百十七　二―クロロベンズアルデヒド	（新設）
百十八　二―クロロベンジルアルコール	（新設）
百十九　二―クロロベンジルアミン	（新設）
百二十　一―クロロ―二―（ジメトキシメチル）ベンゼン	（新設）
百二十一　アセトフェノン	（新設）
百二十二　クロロアセチルクロライド	（新設）
百二十三　クロロホルム	（新設）
百二十四　オルト―アミノフェノール	（新設）
第八十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第八十九条**　輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　関税率表第二五・一八項に該当するもの	五　関税率表第二五一八・二〇号に該当するもの
六　（略）	六　（略）
七　関税率表第二五・二〇項に該当するもの	七　関税率表第二五二〇・一〇号に該当するもの
八～十一　（略）	八～十一　（略）
十二　関税率表第二五・三〇項（第二五三〇・九〇号を除く。）に該当するもの	十二　関税率表第二五三〇・二〇号に該当するもの
第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二六・〇二項、第二六・一〇項、第二六・一三項及び第二六・一五項に該当するものとする。	**第九十条**　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二六・〇二項に該当するものとする。